

21 世紀 COE プログラム 公開講演会

イランの外交専門家が語る「イランの核開発と核不拡散問題」

● 講 師 ●

ナーセル・サガフィー・アーメリー

Nasser Saghafi-Ameri

(安全保障問題アナリスト・元イラン・イスラーム共和国外交官)

● 日 時 ●

7 月 30 日 (土) 午後 2 時～4 時

● 場 所 ●

同志社大学 今出川校地 神学館礼拝堂

○共 催：同志社大学一神教学際研究センター
同志社大学神学部・神学研究科

○お問い合わせ

同志社大学一神教学際研究センター (CISMOR)

TEL. 075-251-3972 E-mail: staff@cismor.jp HP: <http://www.cismor.jp/>

《スケジュール》

2 : 00－3 : 30 講演

「イランの外交専門家が語る『イランの核開発と核不拡散問題』」

ナーセル・サガフィー・アーメリー / Nasser Saghafi-Ameri

(安全保障問題アナリスト・元イラン・イスラーム共和国外交官)

3 : 30－3 : 40 休憩

3 : 40－3 : 55 質疑応答 司会：富田健次（同志社大学神学部教授）

3 : 55－4 : 00 あいさつ 森 孝一（同志社大学神学部教授）

《講師紹介》

ナーセル・サガフィー・アーメリー / Nasser Saghafi-Ameri

1945年生まれ。32年間外交官として勤め、カナダ・スウェーデン・インド等に赴任する。在任中、イラン国際問題研究所(IPIS)の理事・上級研究員・学術誌編集長等を兼務。2000年に外交官を退職。現在、戦略研究所(CSR)外交政策・国際関係部門上級研究員。外交官時代から現在まで、国際安全保障および国際戦略の研究・分析に携わる。

主な論文・著作：United Nations - The Task of Peacekeeping and International Security (in Persian), IPIS, Tehran, 1991 (second edition 1997). など安全保障問題を中心に多数。

本講演を行なうにあたって/富田健次（同志社大学神学部教授）

2002 年 8 月、イラン反体制派組織の告発に端を発して、イランが IAEA(国際原子力機関)に申告をせずに、核兵器開発に繋がる可能性を持つウラン濃縮ならびにプルトニウム抽出関連活動をしていたことが明らかとなった。米国は核不拡散条約(NPT)の保障措置違反として、安保理に付託し、制裁へと繋ぐ構えであるが、これに対して英仏独三国は、ウラン濃縮などの関連活動を停止する見返りに、経済などの支援をイランに行うという案で交渉を行っている。一方、イランは一連の濃縮抽出関連活動を自主的に停止したが、平和利用のための開発であるとして再開する権利を保持しながら、交渉に臨んでいる。グローバルな平和と安全保障の問題と密接に関わる、核不拡散条約(NPT)は、多くの矛盾と問題点をもっている。たとえば、核技術の平和利用は加盟国の奪い得ない権利として平和利用のための核技術開発を認めるが、それに付随して核兵器技術を修得した場合、三ヶ月前の通告で条約から離脱できること。かたや、核兵器保有国は核軍縮にむけて努力することになっているが、米国とくにブッシュ政権はこれを無視する姿勢をとっていること、また、イスラエルが加盟していないこと、・・・である。イランではこの 6 月には、英仏独の提案に応じることは譲歩のしすぎであると説く保守強硬派から、新しい大統領が選ばれて、8 月には新政府が発足する。片方、米国は、イランを安保理に付託するか否かは、この夏に決めるとライス国務長官がこの春に述べており、核不拡散条約の矛盾や問題点を抱えながら、イランの核開発問題はこの夏に大きな山場を迎えようとしている。ブッシュ米政権、イランの新政府のいずれも、熱心な信徒たちがその背後を支えており、キリスト教とシーア派イスラームの違いはあるが、ともに一神教である。両国に求められる信頼醸成をこの側面から考えることは可能だろうか。

講演の概要 (by Nasser Saghafi-Ameri)

核不拡散条約(NPT)に記されている核不拡散体制の歴史上決定的かつ重大な時期に、イランの核開発計画に関する疑惑が生じている。

イランの核開発計画は2年前から多くの注目を集めるようになったが、政治的理由からこの問題は客観的にも公平にも扱われてはいない。時には誤解から、イランが北朝鮮やリビアと同等に論じられることさえある。イランはNPTの発効時に調印を済ませた信頼できる誠実なNPT加盟国である。

イランの核開発計画に対する本格的な疑念が一段と強くなったのは、イランが核燃料サイクル分野の新しい技術を習得したことが明らかになった2002年後半のことであった。イランが核兵器用物質の製造を可能にする「突破口的能力」を開発することを決めたという疑惑もあった。そのような能力があれば、ゆくゆくはNPTを脱退し半年か一年で核兵器を完成させることも可能になる。

現在イランはロシアの援助のもと、ブシェールに1,000メガワットの原子力発電所を建設中である。このほかのイランの核研究施設としては、ナタンツ(ナターズ)にウラン濃縮プラント、アラクに重水製造施設がある。こうした施設はまだ運転を開始していないが、すべてIAEAの保障措置の対象となっている。イランの原子力計画に対する批判の主な論点は、イランには石油や天然ガスの資源が豊富にあるため原子力を必要としないというものだ。ところが、イギリス、カナダ、ロシアはいずれも石油輸出国であるにもかかわらず、その電力需要の大部分を原子力に依存している。

同様に、原子炉があるとイランの科学者が核兵器の製造方法を身に付けることになるという米国の主張にもあまり説得力がない。NPTのもとでイランは、ウラン濃縮施設などの核関連施設を合法的に建設することを認められている。イランは、自国のウラン濃縮関連活動は完全に合法的なものであり、原子炉に供給する燃料を確保するために必要であるという主張を続けている。

IAEAの査察ではイランの国際公約のいかなる条項の違反も見つかっていない、ということの特筆すべきである。以上のことから、根本的な問題は法的な細則に関わるものではなく、信用や信頼の問題であり、特に米国の対イラン政策に関連する信用や信頼の問題であることは明らかだ。

かくふかくさんじょうやく
核不拡散条約

NPT(Non-Proliferation Treaty)。正式には「核兵器の不拡散に関する条約」(Treaty on Non-Proliferation of Nuclear Weapons)という。この条約に加盟することによって、非核兵器保有国は核武装しないことを約束するとともに、国内の核物質について平和利用を保証するためのIAEAの保障措置(査察等)を受け、また核の平和利用について援助を受けることができる。一方、核兵器保有国(米、ロシア等5国)は核武装について非保有国を一切援助しない。1995年10月現在で世界の182ヶ国が加盟している。条約は1968年国連総会で決議され、1970年発効した。日本は1970年に調印し、1976年批准した。NPTの目的は、現在以上に核兵器保有国を増さないことである。条約発効後25年間有効で、1995年に失効か延長かが決定されることになっていたが1995年5月無期限延長が決定された。詳細はATOMICAデータを参照。

【イランの核開発関係の地図】

